

第51期 定時株主総会

2022年4月1日～2023年3月31日

招集ご通知

日時

2023年（令和5年）
6月29日（木曜日）午前10時

場所

東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号
渋谷ソラスタ4階 4G
（渋谷ソラスタ コンファレンス）



昨年の開催会場から変更になっておりますので、
末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照ください。

議決権行使期限

2023年6月28日（水曜日）午後5時



事前行使が可能

議決権行使は、書面又はインターネット、スマート
行使により事前に行うことが可能ですので、ぜひご
利用くださいますようお願い申し上げます。

第一商品株式会社

証券コード：8746

| ごあいさつ



代表取締役社長
岡田 義孝

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、第51期定時株主総会を開催いたしますので、ご通知申し上げます。2022年度の事業の概要等につきご説明申し上げますので、ご覧ください。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援・ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

2023年6月

企業理念

人と社会に貢献し、
価値を創造する

目次

ごあいさつ	1
招集ご通知	
第51期 定時株主総会招集ご通知	3
株主総会参考書類	
決議事項	
第1号議案 定款一部変更の件	8
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名の選任の件	
第3号議案 監査等委員である取締役3名の選任の件	
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件	
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件	
(提供書面)	
事業報告	
1. 企業集団の現況に関する事項	2 2
2. 株式に関する事項 他	2 9
連結計算書類	4 1
計算書類	4 4
監査報告	4 7

株主各位

証券コード 8746

2023年6月14日

東京都渋谷区神泉町9番1号

第一商品株式会社

代表取締役社長 **岡田 義孝**

第51期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第51期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.dai-ichi.co.jp/ir/>

(上記ウェブサイトへアクセスいただくと、当社ウェブサイトの「IR情報」が表示されます。メニューより、「株主総会関連」を選択いただき、ご確認ください。)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「第一商品」又はコードに当社証券コード「8746」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

当日ご出席いただけない場合は、インターネット又は「議決権行使書」の郵送によって議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討いただき、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月28日(水曜日)午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2023年6月29日（木曜日）午前10時
2 場 所	東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスタ4階 4G（渋谷ソラスタ コンファレンス） （昨年の開催会場から変更になっております。詳しくは末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第51期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第51期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件 <p>決議事項</p> <p>第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名の選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名の選任の件 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件</p>
4 電子提供措置事項	<p>当社ウェブサイト https://www.dai-ichi.co.jp/ir/</p> <p>（上記ウェブサイトアクセスいただくと、当社ウェブサイトの「IR情報」が表示されます。メニューより、「株主総会関連」を選択いただき、ご確認ください。）</p> <p>東京証券取引所ウェブサイト https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show</p> <p>（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「第一商品」又はコードに当社証券コード「8746」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）</p>

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (5)委任状又は議決権行使書面を会社宛に送付した株主様及びインターネットによる議決権を行使した株主様が、株主総会当日に株主総会会場に出席された場合は、出席した時点で、議決権の行使の委任、書面による議決権行使、又は電磁的方法による議決権行使は撤回されたものとして取り扱わせていただき、株主総会当日の株主様の意思表示が優先されます。
- (6)議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由をインターネット又は書面により当社にご通知ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- 法令及び定款第17条2項の規定に基づき、電子提供措置事項記載書面に記載すべき事項のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」を上記インターネット上のウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をされた株主に交付する書面には記載しておりません。
- 株主総会終了後、株主懇談会等の開催は予定しておりません。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上のウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- 新型コロナウイルスの感染拡大等の今後の状況変化により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

当社ウェブサイト（<https://www.dai-ichi.co.jp/>）



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2023年6月29日(木曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月28日(水曜日)
午後5時00分入力完了分まで



書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年6月28日(水曜日)
午後5時00分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

〇〇〇〇〇〇

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイトに
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案、第4号議案、第5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案、第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対の場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

- ・インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ・書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。



インターネット等による議決権行使のご案内

行使
期限

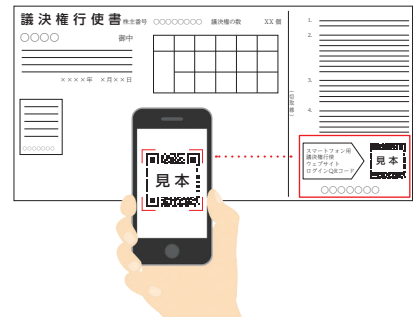
2023年6月28日（水曜日）
午後5時00分入力完了分まで

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 古物営業法に基づく古物商を事業目的に追加しております。
- (2) 監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む。）に取締役会における議決権を付与することで、監査・監督機能の強化を図るとともに、コーポレートガバナンス体制をより一層充実させ、更なる企業価値向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規程の新設並びに監査役及び監査役会に関する規程の削除等を行うものであります。
- (3) 資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第35条として新設するものであります。
- (4) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。
1. ~14. (条文省略) (新設)	1. ~14. (現行どおり)
<u>15.</u> 上記各号に付帯する一切の業務	15. 古物営業法に基づく古物商
	<u>16.</u> 上記各号に付帯する一切の業務
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、取締役会、<u>監査役、監査役会</u>および会計監査人を置く。</p> <p>第5条～第6条 (条文省略)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第7条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第14条 (条文省略)</p> <p>(議長)</p> <p>第15条 株主総会の議長は、社長たる代表取締役がこれに任じ社長事故あるときは取締役会の決議により予め定めた順序により他の取締役がこれに任ず。</p> <p>(決議要件)</p> <p>第16条 1. ～ 2. (条文省略) <u>3. 前項にかかわらず、当社の定款を変更する決議は、法令による別段の定めあるときを除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。</u></p> <p>第17条～第18条 (条文省略)</p>	<p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、取締役会、<u>監査等委員会</u>および会計監査人を置く。</p> <p>第5条～第6条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第7条～第13条 (現行どおり)</p> <p>(議長)</p> <p>第14条 株主総会の議長は、社長たる代表取締役がこれに任じ、<u>社長に</u>事故あるときは取締役会の決議により予め定めた順序により他の取締役がこれに任ず。</p> <p>(決議要件)</p> <p>第15条 1. ～ 2. (現行どおり) (削除)</p> <p>第16条～第17条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、<u>15人以内とする。</u> (新設)</p> <p>(選任および解任方法) 第20条 (新設)</p> <p>1. <u>取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. <u>取締役を解任する場合における株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</u></p>	<p>(取締役の員数) 第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、<u>7名以内とする。</u> 2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第19条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> 2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり) (削除)</p> <p>(任期) 第20条 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を各若干名選定することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>補欠のため選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の残任期間とする。</u></p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. <u>取締役会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を各若干名選定することができる。</p> <p><u>(取締役会の招集通知)</u></p> <p>第23条 <u>取締役会の招集通知は、各取締役に對し、原則3営業日前までに通知を發するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>取締役全員の同意があるときは、招集通知を省略することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役会) 第24条 (条文省略)</p> <p>2. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数) 第25条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任および解任方法) 第26条 <u>監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>監査役を解任する場合における株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任) 第24条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会規程および決議の省略) 第25条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. <u>当社は、法令に定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、補欠の監査役をあらかじめ選任（以下予選という。）することができる。補欠の監査役の予選の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上にあたる議決権を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもってこれを行う。その効力は予選後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(任期)</u> 第27条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>2. <u>補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</u></p>	
<p><u>(監査役の責任免除)</u> 第28条 <u>当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任に関し、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(常勤監査役)</u> 第29条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会)</u> 第30条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会で定める「監査役会規程」による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p>
	<p>第26条 <u>監査等委員会の招集通知は、各取締役に対し、原則3営業日前までに通知を發するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集通知を省略することができる。</u></p>

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(常勤監査等委員)</u> <u>第27条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤監査等委員若干名を選定することができる。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会)</u> <u>第28条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会で定める「監査等委員会規程」による。</u>
第31条～第36条 (条文省略)	第29条～第34条 (現行どおり)
(新設)	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> <u>第35条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u>
(剰余金の配当の基準日) 第37条 当社は、毎年3月31日として、 <u>定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</u>	(剰余金の配当の基準日) 第36条 当社の <u>期末配当の基準日</u> は、毎年3月31日とする。
(新設)	2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月31日とする。</u>
(新設)	3. <u>前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第38条～第39条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第37条～第38条 (現行どおり)</p> <p>(付則)</p> <p>1. <u>当社は、第51期定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名の選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、定款変更の効力が生じると、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役6名全員は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）2名の選任をお願いいたく存じます。

なお、本議案の内容は、第1号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

取締役（監査等委員会である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式
1	<p style="text-align: center;">ふりがな 氏名 (生年月日)</p> <p style="text-align: center;">おかだ よしたか 岡田 義孝 (1961年2月6日生)</p>	1979年 4月 株式会社大阪都ホテル入社 1980年 10月 大倉商事株式会社入社 1990年 5月 当社入社 1999年 5月 当社大阪分室総務経理部課長 2007年 8月 当社総務部課長 2008年 4月 当社総務部次長 2011年 7月 当社総務本部長兼総務部長 2013年 4月 当社執行役員総務本部長 2015年 4月 当社総務本部長兼株式部長 2017年 4月 当社総務本部長兼広報・IR部長 2017年 6月 当社取締役 2021年 4月 当社代表取締役社長（現任） 2021年 8月 第一プレミア証券株式会社社外取締役 2022年 6月 クラウドバンク株式会社社外取締役（現任） （現在に至る）	10千株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式
2	しちじょう としあき 七條 利明 (1968年6月25日生)	1991年4月 茜証券株式会社入社 1995年12月 三木証券株式会社入社 1997年3月 当社入社金融商品部主任 2004年4月 当社経営企画室課長代理 2007年4月 当社内部監査室課長代理 2013年4月 当社企画部課長 2020年9月 当社企画部次長 2022年7月 当社管理本部長(現任) (現在に至る)	一株

(注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2. 七條利明氏は、新任の取締役候補者であります。

3. 取締役候補者の選任理由

岡田義孝氏は、総務本部長として豊富な経験・実績を有し、また広報・IR部長としても実績を残しております。代表取締役就任後は、的確な分析力と強いリーダーシップで会社を牽引しており、持続的に企業価値を向上させるためにも、同氏は取締役として適任であると考えます。

七條利明氏は、当社の経営企画室、内部監査室、企画部門を経験し、現在、管理本部長として管理部門全般を統括しており、グループ全般の事業に係る豊富な経験と幅広い知見を有することから、企業価値向上と持続的な成長のために適切な人材と判断し、取締役として選任いたしました。

第3号議案 監査等委員である取締役3名の選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、定款変更の効力が生じますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたく存じます。また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案の内容は、第1号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式
1	しおの はるお 塩野 治夫 (1967年4月17日生)	2000年10月 中央青山監査法人入所 2006年1月 塩野治夫公認会計士事務所開設(現任) 2009年7月 監査法人元和代表社員就任 2021年4月 第一商品株式会社監査役就任(現任) 2021年6月 第一プレミアム証券株式会社監査役就任(現任) 2021年6月 クラウドバンク株式会社監査役就任(現任) 2021年6月 日本クラウド証券株式会社監査役就任(現任) 2021年7月 城南監査法人代表社員就任(現任) (現在に至る)	一株
2	ひろせ さとみ 広瀬 里美 (1987年7月9日生)	2012年11月 最高裁判所司法研修所 司法修習生(66期) 2013年12月 弁護士登録 弁護士法人法律事務所オーセンス 弁護士 2019年9月 東京丸の内法律事務所 弁護士(現職) (現在に至る)	一株
3	クリストファー Christopher リチャード レーン Richard Lane (1980年12月21日生)	2007年11月 株式会社セラヴィリゾート泉郷 海外向け及びインバウンドビジネス担当 2015年11月 Majime Partners Ltd. 共同創設者兼最高投資責任者(現職) 2016年5月 Ninja Pool Group 暗号資産アセットマネージャー(現職) (現在に至る)	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 塩野治夫氏、広瀬里美氏及びChristopher Richard Lane氏は、新任の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由及び社外取締役候補者に期待される役割の概要

塩野治夫氏は、公認会計士として、高度な専門的知識と各種法人での豊富な経験を有しており、当社経営の透明性確保において、適切な助言・提言をいただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

広瀬里美氏は、弁護士登録後、企業法務、IT通信、ベンチャー企業支援、訴訟事件等の紛争案件全般、一般民事を重点取り扱い業務としており、適切な助言・提言をいただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

Christopher Richard Lane氏は、日本国内のリポート企業における海外向けビジネスとインバウンド投資支援業務に携わり、香港を拠点とするデベロッパーと大規模開発プロジェクトを担当。その後、世界の不動産セクター向けに高利回りを目指した不動産プラットフォームを創設し、不動産投資ビジネスに従事。また、暗号資産アセットマネージャーとして、仮想通貨への投資戦略を全般に手掛け、マイニング用のデータセンターの開発を行うなど、暗号資産に関する高いノウハウと幅広い知見を有することから、不動産関連事業及び金地金を裏付けとする暗号資産ビジネスにおいて、当社の監査体制に活かしていただけるものと期待しております。また、豊富なビジネス経験をもとに、当社の経営戦略・計画の策定への関与や、業務執行者から独立した客観的な立場での会社経営の監督に関する役割を期待できるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

4. 塩野治夫氏、広瀬里美氏及びChristopher Richard Lane氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、各氏の選任が承認された場合には独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、塩野治夫氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、監査役として同法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の選任が承認された際は、社外取締役として、同内容の契約を締結する予定であります。また、広瀬里美氏及びChristopher Richard Lane氏の選任が承認された際は、各氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2007年6月29日開催の第35回定時株主総会において年額350百万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、定款変更の効力が生じますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、取締役員数の減少、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額200百万円以内にさせていただきたく存じます。

当社における取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する基本方針は事業報告（本招集ご通知35頁）に記載のとおりであり、監査等委員会設置会社へ移行後も同内容の方針とする予定であります。本議案に係る報酬等の額は、当該方針に基づいて固定報酬となる基本報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。

現在の取締役は6名（うち社外取締役4名）ですが、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は2名となります。

なお、本議案の内容は、第1号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され定款変更の効力が生じますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額30百万円以内にさせていただきたく存じます。

本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案の内容は、第1号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

以上

(提供書面)

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におきましては、全世界的な消費者物価の急激な上昇が起こっており、各国中央銀行ではインフレ抑制のため大幅な利上げが引き続き行われ、景気後退への懸念が高まっております。我が国の経済におきましても、日本銀行がイールドカーブ・コントロールの見直しを行うなど、インフレ抑制に向けた金融引き締め政策を行ったことから、景気の先行き懸念が起こっております。一部先進国では消費者物価がピークアウトしていることや個人消費が鈍化傾向にあることから金融引き締めペースの鈍化を期待する動きもありますが、金融政策の転換の動きはありません。金融機関の破綻や景気後退懸念の高まりから、金融市場に信用不安が広がり、金を始めとした実物資産へ投資資金が流入しており、国内金価格は史上最高値を更新するなど金への投資家の関心が増しているものの、高値警戒感から購入を控える動きが起っています。

そのような市場環境から、当社子会社である第一プレミアム証券株式会社での金地金の直接売買、日本クラウド証券株式会社との共同事業でインターネットでの金の売買及び積み立て投資を積極的に進め、金に対する幅広い投資ニーズに対応できる販売体制を構築しております。また、2023年1月からはKinka (BVI) ,Ltd.において金の価格と連動する暗号資産「Kinka」の販売を開始しております。

この結果、当連結会計年度における売上高は4,637百万円、売上原価は4,197百万円となりました。経費抑制を継続して行ったものの収入減少分を補えず、営業損失は243百万円、経常損失は523百万円となりました。また、旧経営陣に対する損害賠償請求訴訟の和解金200百万円を特別利益で計上し、固定資産減損損失45百万円を特別損失に計上したため、親会社株主に帰属する当期純損失は369百万円となりました。

	第50期 (2022年3月期)	第51期 (2023年3月期)	前期比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	5,152	4,637	△515	△10.0 %
営業損失(△)	△586	△243	343	-
経常損失(△)	△522	△523	△1	-
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	△1,707	△369	1,338	-

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達の状況

該当事項はありません。

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

④ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑤ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(3) 直前三事業年度の財産及び損益の状況



- (注) 1. 第49期より連結計算書類を作成しているため、第48期については単体の数値を記載しております。
 2. 第50期より収益認識に関する基準を適用しており、第49期の売上高については遡って適用した数値を記載しております。
 なお、第48期の売上高は営業収益を記載しております。

① 企業集団の財産及び損益の状況

		第49期 (2021年3月期)	第50期 (2022年3月期)	第51期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売上高	(千円)	6,901,538	5,152,889	4,637,686
経常損失(△)	(千円)	△1,370,947	△522,172	△523,089
親会社株主に帰属 する当期純損失(△)	(千円)	△996,135	△1,707,363	△369,812
1株当たり 当期純損失(△)	(円)	△60円17銭	△81円27銭	△13円14銭
1株当たり純資産額	(円)	285円25銭	176円64銭	165円29銭
総資産	(千円)	9,763,869	10,032,989	9,440,260

② 当社の財産及び損益の状況

		第48期 (2020年3月期)	第49期 (2021年3月期)	第50期 (2022年3月期)	第51期 (当事業年度) (2023年3月期)
売上高	(千円)	—	6,623,171	4,763,417	4,240,640
営業収益	(千円)	4,626,312	—	—	—
経常利益	(千円)	1,129,109	—	—	—
経常損失(△)	(千円)	—	△1,293,871	△499,618	△250,493
当期純利益	(千円)	737,878	—	—	—
当期純損失(△)	(千円)	—	△989,840	△1,683,752	△423,015
1株当たり当期純利益	(円)	47円92銭	—	—	—
1株当たり当期純損失(△)	(円)	—	△59円79銭	△80円15銭	△15円03銭
1株当たり純資産額	(円)	382円28銭	285円25銭	177円48銭	166円65銭
総資産	(千円)	19,641,898	5,967,840	5,347,314	4,778,016

- (注) 1. 1株当たり当期純利益/1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
2. 第50期より収益認識に関する基準を適用しており、第49期の売上高については遡って適用した数値を記載しております。
- なお、第48期の売上高は営業収益を記載しております。

(4) 対処すべき課題

① ガバナンス体制の再構築

監査等委員会設置会社へ移行し、監督機能を強化することで、より一層のコーポレートガバナンスの向上を図ってまいります。また、取締役への権限移譲を広げ、取締役会での経営戦略の議論を活発化することで、意思決定の迅速化を図ってまいります。

② 積極経営による早期黒字化の実現

金地金事業においては、世界的に金価格が上昇傾向を示す中、富裕層向けの顧客ニーズの掘り起こしを強化し、取引量の拡大を図ってまいります。少額資金で金投資を行いたい投資家向けに、日本クラウド証券株式会社とインターネットを通じて金取引を行う共同事業においては、金取引の認知度の拡大を受けて、販売促進を強化することで、収益への貢献に努めてまいります。

2023年1月からはKinka (BVI) ,Ltd.において金の価格と連動する暗号資産「Kinka」の販売を開始し、流通量拡大に向けて、海外の暗号資産取引所への上場を目指しております。上場することによって「Kinka」の取引量を活発化させることで、収益力の強化に繋げてまいります。

なお、2023年5月に貸金業者であるPersonal Capital株式会社を子会社化することを公表しましたが、同社が行っている不動産担保融資は、収益性の高い事業であり、当社グループの収益の増大が図れるものと考えております。また、同社を子会社とすることによって、金地金を担保として、金地金購入資金を融資する新しい形でのサービスを展開することを検討中で、新たな顧客層の開拓を行う予定です。

以上の施策により、グループ全体での収益の増加を図り、早期の黒字化を実現してまいります。

③ 人的資本への投資と従業員エンゲージメントの向上

従業員のキャリアアップを支援するための資格取得の奨励や、ワークライフバランスの推進による生産性の向上を図り、経営陣と従業員のビジョン共有することで、モチベーションを高め、企業価値の向上に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループは、金融商品取引の関連事業を主業務とする投資・金融サービス事業と、金地金の現物販売を主業務とする金地金事業の2つのセグメント単位としております。

① 投資・金融サービス事業

金融商品取引法に基づく以下の業務。

商品関連市場デリバティブ取引、日経225先物、くりっく365、株式(現物・信用)、外国株式等。

② 金地金事業

店頭及びインターネットを介した金地金の販売及び買取。

(6) 主要な事業所等 (2023年3月31日現在)

① 当社

本 社	東京都渋谷区神泉町
-----	-----------

② 子会社

第一プレミア証券株式会社	本社 (東京都渋谷区神泉町)
--------------	----------------

(7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
43名	5名減

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
9名	1名減	51.5歳	20.1年

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
第一プレミア証券株式会社	100,000千円	100%	金融商品取引

(9) 主要な借入先及び借入額 (2023年3月31日現在)

該当事項はありません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループは、2021年3月期に事業譲渡を行い営業収益の90%以上を占めていた貴金属先物事業の喪失、早期退職者募集等による従業員数の95%減少、本社を除く全営業店（10店舗）の閉鎖などにより、従前の企業活動を継続することが困難な状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消すべく、情報サービス等の特色ある営業手法などの導入により子会社である第一プレミア証券株式会社の業績向上及び新規事業の開発、クラウドバンクグループとの金地金事業のさらなる収益化によって当社グループの業績回復を図ってまいります。

一方で、当社グループは当連結会計年度に現金及び預金として約27億円保有し、純資産も約46億円となっており、コスト削減の効果も表れていることから、当面の事業の展開・継続を図るに足る十分な現金及び預金を有しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

2 株式に関する事項

株式の状況 (2023年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	50,128,000株
② 発行済株式の総数	28,927,207株
③ 株主数	6,452名
④ 大株主	

順位	株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
1	C B 戦略1号投資事業有限責任組合	3,833,700	13.63
2	株式会社S B I 証券	1,630,053	5.79
3	本田 求	1,080,000	3.84
4	勝 えり子	1,061,500	3.77
5	上田八木短資株式会社	841,500	2.99
6	J P モルガン証券株式会社	592,800	2.11
7	マネックス証券株式会社	432,592	1.54
8	J.P. MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMSP RE CLIENT ASSETS-SETT ACCT	390,438	1.39
9	坂田 昭雄	350,000	1.24
10	モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	277,200	0.99

- (注) 1. 当社は自己株式を790,064株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算し、小数点第3位を四捨五入しております。
3. CDK 戦略投資事業合同会社は、2023年3月31日現在の株主名簿には保有株数が204,200株、持株比率が0.71%と記載されておりますが、2023年3月10日提出の変更報告書で、同社の持株数が5,924,200株、自己株式を除く持株比率が21.05%であることが判明し、その後、所有株数の変更に関する報告書が提出されていないことから、当社が実質的な筆頭株主であると当社では認識しております。

3 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権の状況

(2023年3月31日現在)

第2回新株予約権（有償ストックオプション）

決議年月日	2021年3月16日
付与対象者の区分及び人数	取締役2名（社外取締役を除く。）、社外取締役2名 子会社取締役2名（退任者含む。）
新株予約権の総数	20,000個
新株予約権の目的となる株式の種類、及び数	普通株式 2,000,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり173円
新株予約権の行使期間	自 2021年5月1日 至 2024年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 168円 資本組入額 84円
新株予約権の行使の条件	<p>①新株予約権者は、当社が2020年7月11日付で株式会社東京証券取引所が定める特設注意市場銘柄に指定されており、2021年7月11日の期限を基本とする1年間において、特設注意市場銘柄からの指定解除となった場合、及び割当日から権利行使の満了日に至るまでの間に、当社株価（行使価額168円）より150%上回った場合、行使することができるものとする。なお、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。</p> <p>②上記の①にかかわらず、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社株価の終値が5取引日連続して107円を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。</p> <p>(a)当社が上場廃止となる場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準ずる倒産処理手続開始の申立てがなされる場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事実と大きな変更が生じた場合</p> <p>(b)その他上記に準じ、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合</p> <p>③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>④新株予約権者が本新株予約権を当社及び当社グループの従業員の立場から外れた際等、放棄したものとみなされる行為が行われた場合、当該新株予約権を行使することはできない。ただし、上記②の条件に抵触した場合の義務は承継されるものとする。</p> <p>⑤本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑥各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 新株予約権1個当たり再編対象会社の普通株式100株とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整（本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。）されるものとする。</p> $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$ <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は168円とする。本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 2021年5月1日から、2024年4月30日までとする。（行使請求期間の最終日が当社の休業日に当たる場合は、その前営業日が最終日となる。）</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 以下の内容に準じて決定する。</p> <p>(a) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>(b) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から、上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p>
---------------------------------	---

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(8) その他新株予約権の行使の条件 以下の内容に準じて決定する。</p> <p>(a) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社株価の終値が5取引日連続して107円を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。</p> <p>① 当社が上場廃止となる場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準ずる倒産処理手続開始の申立てがなされる場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事実と大きな変更が生じた場合</p> <p>② その他上記に準じ、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合</p> <p>(b) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>(c) 新株予約権者が本新株予約権を当社及び当社グループの役職員の立場から外れた際等、放棄したものとみなされる行為が行われた場合、当該新株予約権を行使することはできない。ただし、上記②の条件に抵触した場合の義務は承継されるものとする。</p> <p>(d) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>(e) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件</p> <p>(a) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>(b) 以下に該当する場合、上記(5)に定める行使期間終了前といえども、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>① 新株予約権者が禁固以上の刑に処せられたとき。</p> <p>② 新株予約権者が当社又は当社関係会社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨解雇されたとき。</p> <p>③ 新株予約権者に法令若しくは当社又は当社関係会社の社内規程に違反する重大な行為があったとき。</p> <p>④ 当社所定の書面により本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出たとき。</p> <p>(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>
--------------------------	--

(2) 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項 (2023年3月31日現在)

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岡田 義孝	クラウドバンク株式会社 社外取締役
取締役	半田 邦彦	内部監査室長
取締役	川戸 淳一郎	川戸淳一郎法律事務所 所長、クラウドバンク株式会社 社外取締役 株式会社ジャスティス債権回収 社外取締役
取締役	金田 創	クラウドバンク株式会社 代表取締役 株式会社ジャスティス債権回収 代表取締役
取締役	川島 正暉	株式会社ファイブスター 代表取締役 株式会社CAPITA 社外取締役 (監査等委員)
取締役	村田 和希	東京丸の内法律事務所 所属弁護士
常勤監査役	廣瀬 正勝	
監査役	橋本 秀人	
監査役	塩野 治夫	塩野治夫公認会計士事務所 所長、第一プレミア証券株式会社 社外監査役 クラウドバンク株式会社 社外監査役、日本クラウド証券株式会社 社外監査役 城南監査法人 代表社員

- (注) 1. 取締役のうち、川戸淳一郎氏、金田創氏、川島正暉氏及び村田和希氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち、橋本秀人氏及び塩野治夫氏は、社外監査役であります。
3. 取締役のうち、川島正暉氏及び村田和希氏、監査役のうち、橋本秀人氏及び塩野治夫氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 責任限定契約の内容の概要
 当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

(ご参考)：第2号議案及び第3号議案可決後の取締役スキル・経験

当社の取締役会の構成は、健全で透明性の高いコーポレートガバナンス・内部統制を構築し、グループ全体を適切に統治するため、多様な視点と豊富な経験、高度なスキルを備えたメンバーであり、全体として必要なスキルが備わっているものと考えています。

	氏名	役職	企業経営	金融業界・ 事業の理解	法務	財務会計	ガバナンス	人材育成
取締役	岡田 義孝	代表取締役	●	●			●	●
	七條 利明	取締役		●			●	●
監査等委員である取締役	塩野 治夫	社外取締役 (監査等委員)	●			●	●	
	広瀬 里美	社外取締役 (監査等委員)			●		●	
	Christopher Richard Lane	社外取締役 (監査等委員)	●	●				

(2) 取締役及び監査役の報酬

①取締役の個人別報酬等の決定方針 (2021年4月21日 取締役会決議)

1. 報酬等(業績に連動しない金銭報酬)の額又はその算定方法の決定方針
取締役個人別の報酬等は、株主総会決議の範囲内において、取締役の役位、職責、在任年数等に応じて支給額(固定報酬)を決定する。
 2. 報酬等の種類ごとの決定方針
業績連動報酬は支給せず、非金銭報酬としてストックオプションを付与できるものとし、付与数は取締役の役位、職責、在任年数等に応じて決定するものとする。
 3. 報酬等を与える時期又は条件の決定方針
固定報酬は、任期中、毎月定額で支給する。非金銭報酬は、取締役会で付与数等を決議後、割当日に付与する。
 4. 決定の全部又は一部の第三者への委任に関する事項
各取締役に支給する報酬等については、取締役会決議に基づき代表取締役社長にその具体的内容の決定を委任することができる。代表取締役社長は、当社の業績等も踏まえ、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、各取締役の役位、職責、在任年数等に応じて決定する。
- ※ 取締役会は、当事業年度取締役個人別報酬等について、その決定方法及び内容の、当該決定方針との整合性を確認しております。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	支給人員 (名)	報酬等の総額 (千円)
取締役 (うち社外取締役)	6 (4)	42,600 (15,600)
監査役 (うち社外監査役)	3 (2)	9,600 (3,600)
合計	9	52,200

- (注) 1. 取締役の報酬の額は、2007年6月28日開催の第35期定時株主総会において年額350,000千円以内と決議しております (使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)。当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名です。
2. 監査役報酬の額は、2000年6月29日開催の第28期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
3. 上記決定方針により非金銭報酬の支給は可能としておりますが、当事業年度の非金銭報酬等の支給はありません。
4. 各役員は、当社に対し普管注意義務等を負っており、中長期的な視点を重視して活動しております。取締役会にて取締役報酬に関する審議を行い、各取締役への報酬の決定権限を代表取締役社長岡田義孝に再一任しております。再一任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。当社は業績連動報酬制度を採用しておりません。当社の業績が市況に大きく左右されやすいことから、各取締役の個々の能力と業績とが必ずしも比例関係になるとは限らず、業績連動報酬制度の導入は見送っています。経営判断が目的にならないよう、企業の永続性を最重要視しつつ、各役員の報酬額を算定してまいります。

(3) 社外役員に関する事項

区分	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役・社外監査役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外 取締役	川戸 淳一郎	当事業年度に開催された取締役会24回のうち24回に出席し、適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、これまで弁護士として培ってきた豊富な経験を活かし、取締役会等において、主に法律及びガバナンスの観点から、重要事項の決定及び業務執行の監督等を行っております。
社外 取締役	金田 創	当事業年度に開催された取締役会24回のうち24回に出席し、適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、当社資本業務提携先であるクラウドバンク株式会社における長年の企業経営者としての豊富な経験と知見を活かし、取締役会等において、主に経営の観点から、重要事項の決定及び業務執行の監督等を行っております。
社外 取締役	川島 正暉	当事業年度に開催された取締役会24回のうち23回に出席し、適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、企業会計の専門家や経営者としての豊富な経験と独立性を活かし、取締役会等において、主に会計財務及び経営の観点から、重要事項の決定及び業務執行の監督等を行っております。
社外 取締役	村田 和希	当事業年度に開催された取締役会24回のうち23回に出席し、適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、弁護士として培ってきた豊富な経験や独立行政法人専門委員としての経験を活かし、取締役会等において、主に法務やガバナンスの観点から、重要事項の決定及び業務執行の監督等を行っております。
社外 監査役	橋本 秀人	当事業年度に開催された取締役会24回のうち23回に出席、また監査役会14回のうち14回に出席し、適宜意見を述べております。また、社外監査役として期待される役割に関し、長年に亘り異業種で経営に携わった経験と知見を活かし、取締役会等において、主にコンプライアンスや内部統制の観点から、取締役の職務の執行について監視を行っております。
社外 監査役	塩野 治夫	当事業年度に開催された取締役会24回のうち24回に出席、また監査役会14回のうち14回に出席し、適宜意見を述べております。また、社外監査役として期待される役割に関し、企業会計の専門家としての豊富な経験と独立性を活かし、取締役会等において、主に会計財務やガバナンスの観点から、取締役の職務の執行について監視を行っております。また、当社コンプライアンス委員に就任し、コンプライアンスの強化等の視点に立った提言を適宜いただいております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 名称 フロンティア監査法人

(2) 報酬等の額

種 類	金 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,250千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,250千円

- ① 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- ② 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社とフロンティア監査法人は、契約に基づき、契約の履行に伴い生じた当社の損害について、フロンティア監査法人に悪意又は重大な過失があった場合を除き、フロンティア監査法人の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、若しくは受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれかを高い額をもって当社に対する損害賠償責任の限度としております。

なお、フロンティア監査法人の行為が上記の要件を充足するか否かについては、当社が判断することとなっております。

(5) 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の取締役は、健全かつ公正な経営を最優先とし、法令及び定款については常に正しい知識を持つことに努め、これを遵守する。また、随時取締役間の円滑な意思疎通を図り、業務執行に係る相互監督を通じて法令・定款違反に関する行為を未然に防止することとする。
- ② 外部識者を代表とする「コンプライアンス委員会」を設置し、全社的なコンプライアンスに関する事項について協議する場とし、当該協議内容は取締役会へ報告する体制とする。
- ③ 旧経営陣からの影響を排除するため、過去の経営陣を顧問・相談役として迎え入れる制度を廃止する。
- ④ 内部監査室を取締役会直轄とする。
- ⑤ 使用人が法令・諸規則だけでなく、社会的規範を遵守し、企業理念に従った行動を実践することを確保するべく「コンプライアンス規程」を定めており、全社員に周知徹底するとともに、外部の弁護士事務所に通報窓口を設置し、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の内部通報制度を整備する。
- ⑥ 内部通報者が通報又は相談したことを理由に不利益な処遇を受けないことを確保する体制とする。
- ⑦ 内部監査室は「内部監査規程」に基づき、取締役及び使用人による職務の執行が法令・定款及び社内規程を遵守して適切に実行されているかを、内部監査室による監査を年一回以上実施し、チェックし、違反の防止、問題点の指摘及びその改善の指導を行う。監査終了後、速やかに監査結果の報告書を作成し、取締役及び監査等委員会に提出する。
- ⑧ 監査役は取締役会に出席し、重要な報告を受け、稟議書など業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に対して説明を求める体制とする。また、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保する体制とする。
- ⑨ インサイダー取引防止や個人情報保護など、特に重要な法令については、社内規程の遵守徹底に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 株主総会議事録、取締役会議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類、稟議書、その他「職務権限規程」に基づく取締役の職務の執行に必要な文書を保存するものとし、その作成、保存、管理等については「取締役会規程」、「文書取扱規程」、「稟議決裁権限規程」等の社内規程に基づき行う。
- ② 個人情報保護に関連する規程を整備し、個人情報及び重要な企業秘密を適切かつ安全に保存・管理を行う。
- ③ 会社の重要な情報の開示については、法令及び取引所その他関係機関の諸規則等に従い開示すべき情報が適正、適時かつ公平に開示される体制の構築を図る。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 事業活動に伴う各種のリスクについては、「リスク管理マニュアル」に基づき、適切な管理を行う。リスク管理の不徹底からステークホルダーに不当な損害を与え、信頼を喪失し、経営基盤を揺るがす重大な危機に陥ってしまうことがないよう、コンプライアンス部は各部署におけるリスク管理の状況について定期的に監査を行い、その結果を取締役及び監査役に報告することとし、リスク管理に対し独立的評価を行う。
- ② 大規模な事故、災害、テロ、対企業犯罪、経営上の重大なトラブルなど、危機に対して可能な限りその予防に努める。危機が発生した場合は、「危機管理規程」に基づく緊急対策をとり、危機管理にあたる。
- ③ 反社会的勢力の排除及び介入の防止として、反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を遮断し、不当な要求に対しては毅然として立ち向かう。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の迅速な経営判断・意思決定を可能にするため、組織・業務分掌、職務権限等の諸規程を定め、事業運営が効率的に行える体制の確保に努める。なお、取締役会の決議に基づき、特定業務の執行に専念できる執行役員を任命し、業務執行の効率化を図る体制を確保する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ会社における業務の適正並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び同社の定款に適合することを確保するため、当社役員が子会社役員等として関与し、各会社の業務執行の適正性を確保する体制としている。また、内部監査室は子会社の内部統制監査を実施して、リスク管理体制の有効性について評価し、その改善を図ることとする。
- ② 子会社の独立性を尊重しつつ、経営上の重要事項については関係会社管理規程に基づき当社管理本部に報告される。また、子会社と定期的に意思疎通の場を設け、問題点の共有を図ることとする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置く場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役が監査職務を円滑に遂行する上で、他の監査役と協議の上、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づき、その職務を補助すべき使用人を配置することができる。
- ② 監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、取締役からの独立性を確保する。

(7) 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者（以下「取締役及び子会社の取締役等」という。）が監査役に報告するための体制、及びその他の監査役への報告に関する体制が実効的に実施されるための体制

- ① 取締役及び子会社の取締役等は、監査役の要請に応じて業務執行状況の報告を行い、必要な資料の提供や書類等の閲覧に応じる。
- ② 取締役及び子会社の取締役等は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や法令・定款に違反する重大な事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。
- ③ 当社は、前項に従い監査役への報告を行った取締役及び子会社の取締役等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- ④ 当社は、監査役職務の執行について生ずる費用等を負担するため、毎年一定額の予算を設けるものとする。

(8) その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行うとともに、内部監査室との連携を図り、監査を円滑に行うために取締役及び使用人との意思疎通にも努める。また、会計監査人から定期的に会計監査内容についての報告を受けるとともに、意見及び情報交換を行い会計監査人との連携を図る。

(9) 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、財務報告の適正性及び信頼性を確保するため、金融商品取引法等の関係法令に従って内部統制システムを整備し、適切な運用・評価と必要な是正を行う。

※運用状況の概要について

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、上記に掲げた「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、コンプライアンスに関する基本的な考え方や法令等の遵守について、業務連絡会等の職場報告などを通じて周知徹底を図っております。

当社は、取締役会において法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要事項を決定するとともに、業務執行に関する報告を受け、取締役職務執行の監督を行っております。

監査役は、取締役会へ出席して必要がある場合には意見を述べ、報告を受けるとともに、稟議書等の業務執行に係る重要文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めるなどにより健全な経営体制と効率的な運用を図るために助言を行っております。また、監査役は、代表取締役、会計監査人、内部監査室との情報交換に努めております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第51期 2023年3月31日現在
資産の部	
流動資産	8,215,779
現金及び預金	2,741,098
商品及び製品	302,096
証券業における預託金	460,007
証券業における信用取引資産	542,083
証券業における短期差入保証金	4,017,675
その他	152,818
固定資産	1,222,288
有形固定資産	4,252
土地	4,252
その他	0
無形固定資産	0
投資その他の資産	1,218,036
投資有価証券	1,166,356
固定化営業債権	273,009
破産更生債権等	9,282
貸倒引当金	△269,766
その他	39,154
繰延資産	2,191
創立費	1,885
開業費	305
資産合計	9,440,260

科目	第51期 2023年3月31日現在
負債の部	
流動負債	4,766,167
未払法人税等	1,567
訴訟損失引当金	59,715
預り証拠金代用有価証券	39,920
証券業における信用取引負債	542,086
証券業における預り金	110,850
証券業における受入保証金	3,966,087
その他	45,938
固定負債	16,035
繰延税金負債	16,035
特別法上の準備金	3,699
金融商品取引責任準備金	3,699
負債合計	4,785,902
純資産の部	
株主資本	4,687,044
資本金	100,000
資本剰余金	5,226,447
利益剰余金	△393,423
自己株式	△245,979
その他の包括利益累計額	△36,146
その他有価証券評価差額金	32,096
為替換算調整勘定	△68,242
新株予約権	3,460
純資産合計	4,654,357
負債・純資産合計	9,440,260

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：千円)

科目	第51期	
	2022年4月1日から 2023年3月31日まで	
売上高		4,637,686
売上原価		4,197,348
売上総利益		440,338
販管費及び一般管理費		683,843
営業損失 (△)		△243,505
営業外収益		
受取利息	37	
受取配当金	512	
貸倒引当金戻入額	4,096	
投資有価証券売却益	18,006	
その他	2,604	
		25,257
営業外費用		
売買過誤差損金	33	
投資有価証券売却損	5,481	
持分法による投資損失	297,368	
その他	1,958	
		304,841
経常損失 (△)		△523,089
特別利益		
受取和解金	200,500	200,500
特別損失		
金融商品取引責任準備金繰入額	498	
減損損失	45,156	45,655
税金等調整前当期純損失 (△)		△368,224
法人税、住民税及び事業税	1,523	1,567
当期純損失 (△)		△369,812
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)		△369,812

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

第51期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2022年4月1日残高	3,661,557	3,610,258	△1,968,979	△245,979	5,056,856
当連結会計年度変動額					
資本金から剰余金への振替	△3,561,557	3,561,557			
損失填補		△1,945,368	1,945,368		
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）			△369,812		△369,812
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当連結会計 年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	△3,561,557	1,616,188	1,575,556		△369,812
2023年3月31日残高	100,000	5,226,447	△393,423	△245,979	4,687,044

	その他の包括 利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括 利益累計額合計		
2022年4月1日残高	△86,602		△86,602	3,460	4,973,714
当連結会計年度変動額					
資本金から剰余金への振替					
損失填補					
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）					△369,812
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当連結会計 年度変動額（純額）	118,698	△68,242	50,455		50,455
当連結会計年度変動額合計	118,698	△68,242	50,455		△319,356
2023年3月31日残高	32,096	△68,242	△36,146	3,460	4,654,357

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科目	第51期 2023年3月31日現在
資産の部	
流動資産	3,365,938
現金及び預金	2,593,600
商品	303,065
差入保証金	322,584
短期貸付金	100,000
その他	46,687
固定資産	1,412,077
有形固定資産	4,252
土地	4,252
その他	0
無形固定資産	0
投資その他の資産	1,407,825
関係会社株式	521,178
投資有価証券	845,858
敷金及び保証金	19,257
固定化営業債権	273,009
破産更生債権	9,282
その他	9,005
貸倒引当金	△269,766
資産合計	4,778,016

科目	第51期 2023年3月31日現在
負債の部	
流動負債	69,350
未払法人税等	1,210
訴訟損失引当金	59,715
その他	4,711
固定負債	16,035
繰延税金負債	16,035
負債合計	85,386
純資産の部	
株主資本	4,657,452
資本金	100,000
資本剰余金	5,226,447
資本準備金	3,597,978
その他資本剰余金	1,628,469
利益剰余金	△423,015
その他利益剰余金	△423,015
繰越利益剰余金	△423,015
自己株式	△245,979
評価・換算差額等	31,718
その他有価証券評価差額金	31,718
新株予約権	3,460
純資産合計	4,692,630
負債・純資産合計	4,778,016

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：千円)

科目	第51期	
	2022年4月1日から 2023年3月31日まで	
売上高		4,240,640
売上原価		4,209,598
売上総利益		31,041
販管費及び一般管理費		281,534
営業損失 (△)		△250,493
営業外収益		
受取利息	1,293	
受取配当金	795	
有価証券売却益	18,006	
貸倒引当金戻入額	4,096	
その他	1,024	
		25,215
営業外費用		
有価証券売却損	5,481	
その他	527	
		6,008
経常損失 (△)		△231,286
特別利益		
受取和解金	200,500	
		200,500
特別損失		
減損損失	25,502	
関係会社株式評価損	365,516	
		391,019
税引前当期純損失 (△)		△421,805
法人税、住民税及び事業税		1,210
当期純損失 (△)		△423,015

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

第51期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
					別 積 立 金	途 繰 越 利 益 剰 余 金				
2022年4月1日残高	3,661,557	3,597,978	12,280	3,610,258	336,150	300,000	△2,581,519	△1,945,368	△245,979	5,080,467
当期変動額										
資本金から剰余金への振替	△3,561,557		3,561,557							
損失填補			△1,945,368	△1,945,368	△336,150	△300,000	2,581,519	1,945,368		
当期純損失(△)							△423,015	△423,015		△423,015
自己株式の取得										
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	△3,561,557	—	1,616,189	1,616,189	△336,150	△300,000	2,158,504	1,522,353	—	△423,015
2023年3月31日残高	100,000	3,597,978	1,628,469	5,226,447	—	—	△423,015	△423,015	△245,979	4,657,452

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2022年4月1日残高	△86,602	△86,602	3,460	4,997,325
当期変動額				
資本金から剰余金への振替				—
損失填補				—
当期純損失(△)				△423,015
自己株式の取得				—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	118,320	118,320		118,320
事業年度中の変動額合計	118,320	118,320	—	△304,695
2023年3月31日残高	31,718	31,718	3,460	4,692,630

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年6月2日

第一商品株式会社
取締役会 御中

フロンティア監査法人
東京都品川区
指定社員
業務執行社員 公認会計士 藤井 幸雄
指定社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 久継

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、第一商品株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、第一商品株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2023年6月15日を効力発生日として、Personal Capital 株式会社との間で、2023年5月17日付にて、Personal Capital 株式会社を完全子会社とする株式交換契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年6月2日

第一商品株式会社
取締役会 御中

フロンティア監査法人
東京都品川区
指 定 社 員 公認会計士 藤 井 幸 雄
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 高 橋 久 継
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、第一商品株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2023年6月15日を効力発生日として、Personal Capital 株式会社との間で、2023年5月17日付にて、Personal Capital 株式会社を完全子会社とする株式交換契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- 一. 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 二. 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - イ. 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ロ. 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ハ. 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度にかかる事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

一. 事業報告等の監査結果

- イ. 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ロ. 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ハ. 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は、相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

二. 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるフロンティア監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

三. 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるフロンティア監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2023年6月2日

第一商品株式会社 監査役会

常勤監査役	廣瀬正勝 [Ⓔ]
社外監査役	橋本秀人 [Ⓔ]
社外監査役	塩野治夫 [Ⓔ]

(注) 監査役橋本秀人及び監査役塩野治夫は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

よくあるご質問

【ガバナンス体制について】

Q1. 監査等委員会設置会社への移行の目的を聞きたい。

監査等委員会設置会社は議決権を有した監視・監督を担う監査等委員が取締役会において影響力を発揮することによって、監査役会設置会社に比して業務執行を担う取締役への監視・監督機能が強化されます。この監視・監督機能の強化によって、コーポレートガバナンスの強化を図ることが目的であります。

【今後の事業計画及び見通しについて】

Q2. 黒字化への道筋を教えてください。

当社は、早期黒字化の実現を優先課題の一つとして取り組んでおります。主力の金地金事業においては、金価格の上昇で資産として注目されていることから、取引の拡大に向けてこれまで蓄積したノウハウを活かして富裕層へのアプローチを強化してまいります。

持分法適用会社のクラウドバンク株式会社では、金投資に関する豊富な情報を同社顧客に提供し、当社がリーチできなかった層の取り込みを図ることで、グループとしての金地金事業の収益の向上及び早期黒字化に努めてまいります。

Q3. 暗号資産の事業について知りたい。

当社は、2023年1月、海外子会社のKinka(BVI),Ltd.を通じ、金価格連動型の暗号資産「Kinka」の販売を開始しており、現在は流通量増大に向け、海外暗号資産取引所への上場を計画しております。

暗号資産事業に関して、開示すべき事項が発生しましたら、速やかに開示させていただきます。

Q4. Personal Capital株式会社の子会社化について、今後の展望を聞きたい。

Personal Capital株式会社が行っている不動産担保融資は収益性の高い事業であり、同社を子会社化することにより、当社グループへの収益の増大が図れるものと考えております。

また、金地金を担保として金地金購入資金を融資する新しい形でのサービスの展開も検討しています。

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月開催
基準日	定時株主総会 毎年3月31日 期末配当金 毎年3月31日 その他必要があるときは、あらかじめ公告して定めた日
株主名簿管理人及び 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人 事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

(郵便物送付先及び照会先)

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

(特別口座にて株式をお持ちの株主様の
住所変更等・その他ご照会)

☎0120-782-031

(インターネットURL)

<https://www.smb.jp/personal/procedure/agency/>

※なお、証券会社にて株式をお持ちの
株主様におかれましては、口座のあ
る証券会社にお問合せください。

公告方法 当社の公告は下記のアドレスに掲載します。
<https://www.dai-ichi.co.jp/ir/pub/>
また、電子公告による公告ができない
事故その他のやむを得ない事由が生じ
たときは、日本経済新聞に掲載します。

証券銘柄コード 8746

ウェブサイトのご案内

当社では、貸借対照表並びに損益計算書を当社のウェブサイ
トに掲載いたしております。

TOPページ



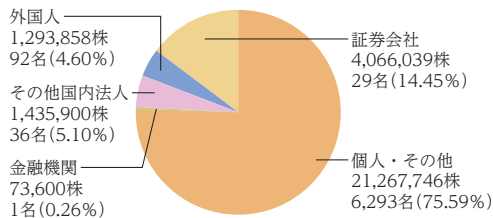
<https://www.dai-ichi.co.jp/>

IRページ



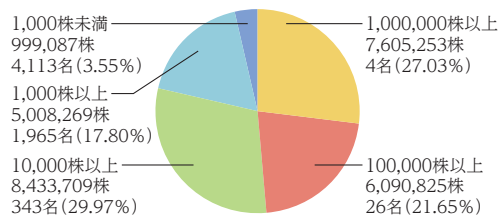
<https://www.dai-ichi.co.jp/ir/>

株式分布状況 (単元株) 2023年3月31日現在



所有者別分布状況

(注) 円グラフの数値は自己株式を控除して計算しております。



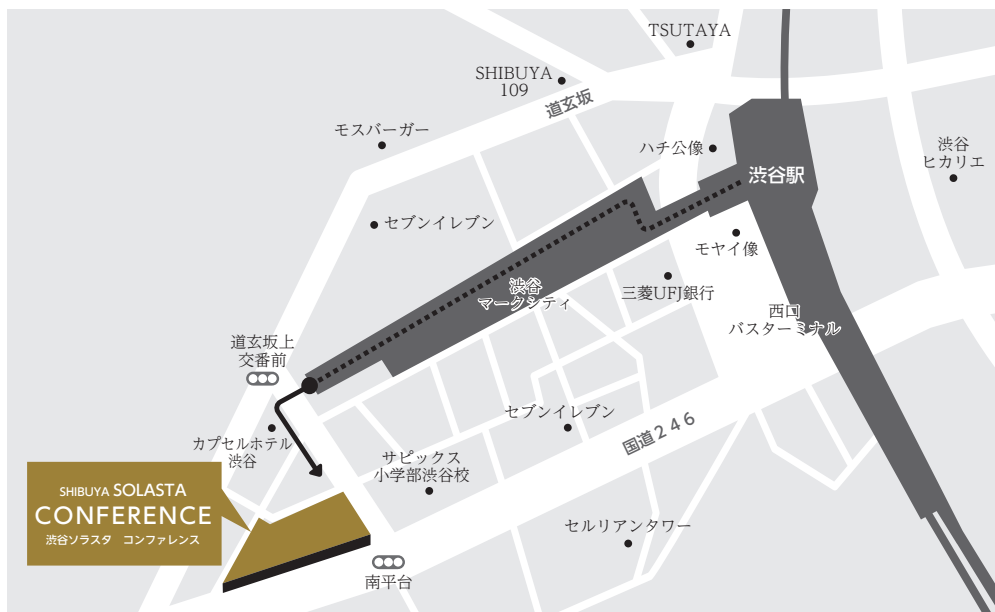
所有株式数別分布状況

定時株主総会会場ご案内図

日時 2023年6月29日(木曜日) 午前10時

会場 渋谷ソラスタ コンファレンス
東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスタ 4階 4G

交通 J R (山手線、埼京線他) 「渋谷」駅 西口より徒歩6分
京王井の頭線 「神泉」駅 より徒歩4分
渋谷マークシティ出口より徒歩2分



※ 駐車場の用意はございませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。